

(登壇) 後期高齢者医療制度の廃止・撤回を求める陳情第105号、107号、109号について、いずれも賛成の立場で採択を求め討論をいたします。

そもそもこの後期高齢者医療制度は、70歳から74歳までの窓口負担を1割から2割に引き上げる内容などを盛り込んだ医療制度改革関連法案として2年前の通常国会で、与党の数に任せた強行採決で成立したものであります。しかし、この4月まで十分な国民への周知を怠り、制度実施半年前になり負担増への軽減措置などをばたばたと決め、この4月の制度開始を迎えました。御承知のように多くの世論調査は、ほぼ国民の4分の3がこの制度を評価できないとしております。私も米子市内で市民の皆さんに、この制度について賛成・反対をボードにシールを張ってもらう形でアンケート調査をいたしました。結果は90%以上がこの後期高齢者医療制度に反対ということでありました。その原因は、1つとして75歳以上という病気になるリスクの高い人のみを分離して制度をつくること自体、保険原理にはなじまないという制度の矛盾、2番目として高齢者のみを現役層よりも厳しい条件下に置くような制度は世界にも例がなく年齢差別との批判が免れないこと、3番目として75歳という年齢で区切り、まるでうば捨て山で高齢者に早く死ねと宣告しているようだという感情論、4番目として7割の世帯で保険料が下がるとの政府の約束がうそであったこと、5番目として包括払い制度や入院日数が90日を超えると診療報酬が最大で3分の2に減額されるなど医療サービスの価格も縮小され質は確実に低下すること、6番目として後期高齢者の人口比率が高くなればなるほど保険料が高くなる仕組みになっており、将来75歳以上の保険料の伸び率が74歳以下の保険料の伸び率よりも高くなること、7番目として年金受給者の生活を無視する年間18万円以上からの保険料天引き制度など枚挙にいとまがありません。一方で子が親の健康保険料を支払うなど被扶養者の健康保険料を支払った被保険者は、これまで所得税、住民税の社会保険料控除が受けられておりましたが、保険料が天引きされると控除を受けられなくなります。国民に何の説明もないままに隠し増税さえ始まっているのであります。しかしながら政府・与党は慌てて負担軽減策など小手先の制度修正でこの制度を維持しようとしております。保険制度は加入者の制度への信頼があつて初めて成り立つものであります。既にこの制度に国民の信頼はないことは明らかであります。この上は一たん廃止をし、これまでの老人保健制度に戻し、健康保険制度の一本化など根本からの議論が必要であります。したがって今こそ市民を代表する米子市議会が国に対し廃止の声を上げるときであります。また市民も注目をしております。

す。

以上、3本の陳情に賛成し採択を求めるものであります。議員諸氏の賢明なる判断を期待し、討論を終わります。